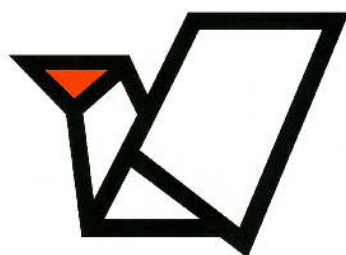


平成 30 年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第 2 回定例会
議案説明資料



平成30年8月29日

神奈川県後期高齢者医療広域連合

平成30年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会

第2回定例会説明資料 目次

	資料番号	ページ 番号
報告第1号 専決処分の報告について 横浜地方裁判所平成29年（行ウ）第45号処分取消請求 事件応訴に関する訴訟上の和解について	資料1	1
報告第2号 専決処分の報告について 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する 条例の一部を改正する条例について	資料2	3
議案第8号 神奈川県後期高齢者医療広域連合保健事業等支援基金条例 の制定について	資料3	5
議案第9号 平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補 正予算（第1号）案について	資料4	7
認定第1号 平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳 入歳出決算認定について	資料5	9
認定第2号 平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療特別会計歳入歳出決算認定について	資料6	11

横浜地方裁判所平成 29 年(行ウ)第 45 号処分取消請求事件応訴に 関する訴訟上の和解について

1 概要

平成 26 年 12 月施術のマッサージ療養費申請において、往療料について減額の決定通知を出したところ、この通知に対して不服であった原告は審査請求を行いました。請求が棄却されたことから、訴訟が提起されたものです。

2 原告

三堀和子

※実質的な原告は、訪問マッサージ業者

3 請求の趣旨

(1) 神奈川県後期高齢者医療広域連合が平成 28 年 7 月 4 日付けで原告に対してした高齢者の医療の確保に関する法律 77 条 1 項規定に基づく療養費支給減額処分を取り消す。(16,800 円)

(2) 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

4 減額理由

本件申請の中に通所介護施設（デイサービス）先への訪問があり、その分の往療料を算定していたため減額しました。なお、被保険者住所への往療料も同時に算定しています。

5 和解について

裁判長から、平成 30 年 3 月 26 日の弁論準備手続において、和解の提案がなされました。

和解の内容において、被告（広域連合）の減額支給決定が覆るものではなかったことから、代理人弁護士と相談し、和解することとしました。

この提案については、原告側も同意する意向でありました。

6 経過

平成 27 年 2 月 2 日 横浜市の区役所で平成 26 年 12 月分の療養費申請書
 を受付

平成 27 年 3 月 国保連合会の審査を経て返戻

平成 27 年 6 月 内容の訂正が行われないまま、再度、横浜市の区役

所に申請

平成 27 年 8 ～平成 28 年 3 月

返戻理由について、国保連合会担当者と訪問マッサージ業者が何度かやり取りを行う。

平成 28 年 5 月

広域連合から訪問マッサージ業者へ返戻理由の説明と申請書の訂正を依頼したところ、受付けられないとのことで、減額支給決定もしくは不支給決定を希望された。

平成 28 年 7 月 4 日 減額支給決定通知を送付

平成 28 年 8 月 1 日 神奈川県後期高齢者医療審査会へ審査請求の申請がされる

平成 29 年 3 月 24 日 審査請求の裁決通知→棄却

平成 29 年 8 月 24 日 横浜地裁より訴状が届く

平成 29 年 10 月 18 日 第 1 回口頭弁論（横浜地裁）

平成 29 年 12 月 6 日 第 2 回口頭弁論（横浜地裁）

平成 30 年 1 月 29 日 第 1 回弁論準備手続（横浜地裁）

平成 30 年 3 月 26 日 第 2 回弁論準備手続（横浜地裁）

裁判長から和解の提案がなされる。

平成 30 年 5 月 14 日 第 3 回弁論準備手続（横浜地裁）

裁判長から和解案を作成し案がなされる。

平成 30 年 5 月 31 日 広域連合長専決処分決裁

平成 30 年 6 月 20 日 第 4 回弁論準備手続（横浜地裁）

和解により終結

神奈川県後期高齢者医療広域連合長の専決事項の指定について【抜粋】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次の事項については、これを広域連合長において専決処分することができる。

- 1 目的物の価格が 1 件 100 万円以下の事件について和解及び調停を行うこと。

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 概要

平成 30 年 7 月 13 日に公布された「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」において高齢者の医療の確保に関する法律施行令が改正されることに伴い、引用する条文の号ずれが生じることから、改正を行うもの。

<施行期日>

政令の施行期日は、「平成 30 年 8 月 1 日」とされているため、「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の施行期日も同様に、「平成 30 年 8 月 1 日」とする。

2 改正の内容

新	旧
神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例	神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
第 12 条第 1 項第 1 号の 1 まで (略)	第 12 条第 1 項第 1 号の 1 まで (略)
(1) の 2 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額の対象となる被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が <u>令第 15 条第 1 項第 6 号</u> に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない世帯に属する被保険者 前号に定める額に当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に 10 分の 2 を乗じて得た額を加えて得た額	(1) の 2 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額の対象となる被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が <u>令第 15 条第 1 項第 4 号</u> に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない世帯に属する被保険者 前号に定める額に当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に 10 分の 2 を乗じて得た額を加えて得た額
第 12 条第 1 項第 2 号以降 (略)	第 12 条第 1 項第 2 号以降 (略)

<参考> 平成 30 年 7 月 31 日現在

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

<抜粋>

(所得の少ない者に係る保険料の減額)

第 12 条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保

険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

- (1) 当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得（令第18条第4項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。）の金額の合計額の当該世帯における合算額が地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額
 - (1) の2 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額の対象となる被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第4号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない世帯に属する被保険者 前号に定める額に当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額を加えて得た額
 - (2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に27万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額
 - (3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前3号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に50万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額
- 2 前項各号の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとして計算する。
 - 3 前2項の規定により算定した減額する額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

神奈川県後期高齢者医療広域連合保健事業等支援基金の制定について

1 設置の目的

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく被保険者の健康の保持増進を目的とした保健事業等に要する費用に充てるため、設置するもの。

2 基金の財源

原則として、特別調整交付金（算定省令第 6 条第 9 号関係）の後期高齢者医療制度保険者インセンティブ分（以下「インセンティブ補助金」という。）を財源とする。

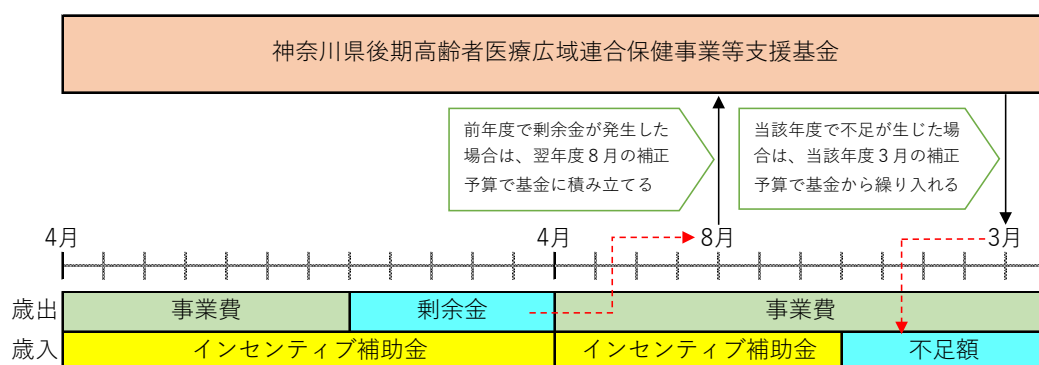
3 基金の使途

広域連合が直接実施する保健事業又は市町村等が実施する保健事業への費用助成等に要する費用に充てるものとする。

4 運用方法

原則として、各会計年度において、インセンティブ補助金の剰余金が発生した場合は、その全額を翌年度に基金に積み立てることとし、不足が生じた場合（見込み含む。）には、その全額を当該年度に基金から繰り入れることとする。

（運用例）



5 基金条例案

別紙のとおり

6 施行日

公布の日

平成 30 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算(第 1 号)案の概要

1 補正予算額

3 億 4,553 万円を増額し、予算総額を 38 億 6,089 万 1 千円とします。

2 補正の内容

(1) 歳入

○ 繰越金

平成 29 年度特別調整交付金（保険者インセンティブ分）の繰越額の確定：
3 億 4,553 万円の増

<歳入予算補正>

(単位：千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計
5. 繰越金 1. 繰越金	1. 繰越金	1	345,530	345,531
歳入合計		3,515,361	345,530	3,860,891

(2) 歳出

○ 保健事業等支援基金費（新設）

平成 29 年度特別調整交付金（保険者インセンティブ分）の繰越金を積立：
3 億 4,553 万円の増

<歳出予算補正>

(単位：千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計
2. 総務費 1. 総務管理費	3. 保健事業等支援 基金費	0	345,530	345,530
歳出合計		3,515,361	345,530	3,860,891

平成 29 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合 一般会計歳入歳出決算の概要

1 平成 29 年度決算の収支

平成 29 年度決算は、収入総額 35 億 7,049 万 9,280 円、支出総額 31 億 7 万 4,565 円、収支差引合計額 4 億 7,042 万 4,715 円となりました。

2 歳入について

(1) 総括表

(単位：千円)

項目	29年度	28年度	増減額 (率)
1 分担金及び負担金	2,502,637	2,067,281	435,356 (21.1%)
2 国庫支出金	581,499	345,639	235,860 (68.2%)
3 財産収入	4	16	▲ 12 (▲73.0%)
4 繰入金	63,000	343,841	▲ 280,841 (▲81.7%)
5 繰越金	423,294	67,043	356,251 (531.4%)
6 諸収入	65	280,143	▲ 280,078 (▲99.9%)
歳入合計	3,570,499	3,103,963	466,536 (15.0%)

(2) 歳入の主な内訳

○市町村負担金 2,502,637,000 円：県内市町村からの共通経費負担金

○国庫支出金 581,499,258 円：国からの特別調整交付金や事業費補助金

○繰入金 63,000,000 円：財政調整基金からの繰入金

(後期高齢者医療制度事業補助金(暫定事業補助金)に財源充当)

○繰越金 423,294,088 円：前年度からの繰越金(28年度特別調整交付金(保険者インセンティブ分)未使用分 63,000,000 円及び国保連合会返還金(標準システム機器更改積立金) 280,011,409 円含む)

3 歳出について

(1) 総括表

(単位：千円)

項目	29年度	28年度	増減額 (率)
1 議会費	551	527	24 (4.5%)
2 総務費	3,099,524	2,680,142	419,382 (15.6%)
総務管理費	3,099,271	2,679,821	419,450 (15.7%)
選挙費	30	29	1 (1.7%)
監査委員費	223	292	▲ 69 (▲23.7%)
歳出合計	3,100,075	2,680,669	419,406 (15.6%)

(2) 歳出の主な内訳

○電算システム関係費 899,698,950 円：標準システムの管理運用等に係る経費

○財政調整基金費 606,398,744 円：財政調整基金への積立金

○医療費適正化事業費 466,568,718 円：診療報酬明細書等の点検、第三者行為及び不当利得に係る求償、医療費通知など医療費適正化に係る経費

○広域連合事業費負担金 352,072,780 円：広域連合事務局職員の人件費負担金

(派遣元各市に支出)

○給付関係事業費 313,150,157 円：高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費、療養費等の支給に必要な経費

4 基金の状況

29 年度中（29 年 4 月 1 日から 30 年 3 月 31 日まで）の取り崩しはありませんでした。

（単位：千円）

	28年度末残高	取崩額	積立額	29年度末残高
財政調整基金	256,490		606,400	862,889

※29 年度末残高には、30 年 4 月に取り崩した、29 年度分後期高齢者医療制度事業費補助金経費 63,000 千円が含まれています。

※29 年度末残高には、30 年 4 月に取り崩した、30 年度分被保険者証更新経費 195,809 千円及び標準システムサーバー機器類更改経費 440,136 千円が含まれています。

5 剰余金の状況

収支差引合計額 4 億 7,042 万 4,715 円から、30 年度に国等へ返還予定の 29 年度国庫支出金等精算額 1,893 万 542 円を除くと 4 億 5,149 万 4,173 円となります。

これに 30 年 3 月末の基金残高（30 年 4 月に執行した 29 年度取り崩し分を除く）を加えた 12 億 5,138 万 2,732 円が、当広域連合一般会計の 29 年度末現在の実質的な剰余金となります。

（単位：千円）

歳入歳出差引残額	470,424
30年度に国等に返還する精算分（見込み）	▲ 18,931
財政調整基金残高（29年度末）	862,889
29年度分基金取崩額（30年4月）	▲ 63,000
剰余金	1,251,383

※歳入歳出差引残額には、29 年度特別調整交付金（保険者インセンティブ分）未使用分 345,530 千円が含まれています。

平成 29 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合 特別会計歳入歳出決算の概要

1 平成 29 年度決算の収支

平成 29 年度決算は、収入総額 8,835 億 7,215 万 2,839 円、支出総額 8,631 億 7,604 万 8,163 円、収支差引合計額 203 億 9,610 万 4,676 円となりました。

2 歳入について

(1) 総括表

(単位：千円)

項目	29年度	28年度	増減額 (率)
1 市町村支出金	173,234,885	164,900,045	8,334,840 (5.1%)
保険料納付金	96,979,916	91,376,355	5,603,561 (6.1%)
保険料納付金以外	76,254,969	73,523,690	2,731,279 (3.7%)
2 国庫支出金	251,288,625	237,890,533	13,398,092 (5.6%)
3 県支出金	63,942,180	64,936,732	▲994,552 (▲1.5%)
4 支払基金交付金	362,687,194	343,359,475	19,327,719 (5.6%)
5 その他収入	32,419,269	20,320,050	12,099,219 (59.5%)
歳入合計	883,572,153	831,406,835	52,165,318 (6.3%)

(2) 歳入の主な内訳

- 市町村支出金(保険料納付金を除く) 76,254,969,109 円：療養給付費等の負担金
 - 国庫支出金 251,288,625,578 円：療養給付費等の負担金や調整交付金等
 - 県支出金 63,942,180,000 円：療養給付費等の負担金
 - 支払基金交付金 362,687,194,000 円：現役世代からの支援金
 - 保険料納付金 96,979,915,509 円：滞納繰越分を含む保険料納付金
- 現年度分の保険料収納率(速報値)：99.41% (28年度：99.37%)

3 歳出について

(1) 総括表

(単位：千円)

項目	29年度	28年度	増減額 (率)
1 保険給付費	834,140,042	787,997,363	46,142,679 (5.9%)
療養給付費等	829,500,370	783,681,976	45,818,394 (5.8%)
審査支払手数料	2,044,322	1,844,787	199,535 (10.8%)
葬祭費	2,595,350	2,470,600	124,750 (5.0%)
2 特別高額医療費共同事業拠出金	283,431	260,948	22,483 (8.6%)
3 保健事業費	2,646,503	2,438,321	208,182 (8.5%)
4 基金積立金	11,993,398	636,903	11,356,495 (1783.1%)
5 諸支出金	14,112,674	14,399,003	▲286,329 (▲2.0%)
歳出合計	863,176,048	805,732,538	57,443,510 (7.1%)

(2) 歳出の主な内訳

○ 保険給付費 834,140,041,771 円：被保険者の疾病、負傷に関する必要な給付等

[参考]

＜平均被保険者数の推移＞

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
平均被保険者数	837,721人	872,829人	904,326人	945,361人	993,631人	1,042,225人
対前年度比		4.2%	3.6%	4.5%	5.1%	4.9%

＜療養給付費等の推移＞

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
療養給付費等	6,552億円	6,891億円	7,155億円	7,605億円	7,837億円	8,295億円
対前年度比		5.2%	3.8%	6.3%	3.1%	5.8%

＜神奈川県及び全国の1人あたり医療費の推移＞

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
神奈川県	856,200円	863,346円	864,268円	877,313円	861,265円	870,069円
対前年度比		0.8%	0.1%	1.5%	-1.8%	1.0%
全国	919,452円	929,573円	932,290円	949,070円	934,547円	(※)
対前年度比		1.1%	0.3%	1.8%	-1.5%	-

(出典等)

平均被保険者数及び1人あたり医療費：『後期高齢者医療事業状況報告 第2表 都道府県別医療費の状況』

※平成29年度は未発表

○基金積立金 11,993,397,944 円：後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金への積立金

○保健事業費 2,646,503,165 円：市町村の健康診査事業への補助及び歯科検診事業

4 財政運営期間の状況

平成 29 年度は財政運営期間の 2 年目にあたります。

療養給付費等については、被保険者数や 1 人あたり医療費の伸びが見込みを下回ったことなどから、財政運営期間を通して、見込みより約 829 億円減の 1 兆 6, 131 億 8, 235 万円となっています。

一方、保険料収納額等については、収納率は予定収納率を上回ったものの、被保険者数などが見込みを下回ったことから、見込みより約 12 億円減の 2, 214 億 6, 287 万円となっています。

〔参考〕

<平均被保険者数の推移>

	28年度（1年目）		29年度（2年目）		28-29年度（財政運営期間計）	
	算定時見込み	実績	算定時見込み	実績	算定時見込み	実績
平均被保険者数	1, 009千人	994千人	1, 056千人	1, 042千人	2, 065千人	2, 036千人
対見込み比		▲1. 5%		▲1. 3%		▲1. 4%

<療養給付費等の推移>

	28年度（1年目）		29年度（2年目）		28-29年度（財政運営期間計）	
	算定時見込み	実績	算定時見込み	実績	算定時見込み	実績
療養給付費等	8, 187億円	7, 837億円	8, 773億円	8, 295億円	16, 961億円	16, 132億円
対見込み比		▲4. 3%		▲5. 4%		▲4. 9%

<保険料収納額等の推移>

	28年度（1年目）		29年度（2年目）		28-29年度（財政運営期間計）	
	算定時見込み	実績	算定時見込み	実績	算定時見込み	実績
保険料収納額等	1, 075億円	1, 079億円	1, 152億円	1, 135億円	2, 226億円	2, 214億円
対見込み比		0. 4%		▲1. 4%		▲0. 6%

※財政運営期間を通しての収納率は予定収納率（99. 29%）を上回っています。

5 基金の状況

後期高齢者医療制度に係る療養給付等に要する費用として、54 億 2, 926 万 1, 000 円を取り崩しました。

（単位：千円）

	28年度末残高	取崩額	積立額	29年度末残高
後期高齢者医療療養給付費等 支払準備基金	5, 638, 252	5, 429, 261	11, 993, 398	12, 202, 389

6 剰余金の状況

収支差引合計額 203 億 9,610 万 4,676 円から、30 年度に国等へ返還予定の 29 年度国庫支出金、後期高齢者負担金等の精算額 163 億 8,086 万 4,323 円を除くと 40 億 1,524 万 353 円となります。

これに 30 年 3 月末の基金残高を加えた 162 億 1,762 万 9,595 円が、当広域連合特別会計の 29 年度末現在の実質的な剰余金となります。

(単位：千円)

歳入歳出差引残額	20,396,105
30年度に国等に返還する精算分（見込み）	▲ 16,380,864
支払準備基金残高（29年度末残高）	12,202,389
剰余金	16,217,630